

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 建替えの事業に係る配慮書手続の対象となる既存工作物の限定

建替えの事業に係る配慮書手続の対象となる既存工作物から、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所を除くこと。
(第三条の三第二項関係)

第二 検討条項の追加

一 いわゆる戦略的環境アセスメントに関する検討

1 政府は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業についてその実施に先立つ早い段階での環境の保全についての配慮が重要であるとの観点から、当該事業に係る枠組みを設ける基本的な計画、構想等（以下「上位計画等」という。）の策定又は変更を行う者がその立案の段階において、当該上位計画等を踏まえ実施されることが想定される事業に係る環境影響について、関係する地方公共団体及び住民、環境保全活動等を行う民間団体等の意見を反映しつつ、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて当該上位計画等の策定又は変更を行う仕組みの導入について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする

旨の規定を追加すること。

2 政府は、1の仕組みを導入することに伴う地方公共団体の負担を軽減するために必要な財政上の措置の在り方について、1の検討と併せて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

（新附則第四条関係）

二 環境影響評価に係る書類等の公開に関する検討

政府は、この法律による改正後の環境影響評価法第五十二条各号に定める書類に関し、著作権の保護等に留意しつつ、当該書類を作成した事業者等の同意を得ることなくこれを公開する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の公布後一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

（新附則第五条関係）

第三 その他

その他所要の規定を整理すること。